

千 競 組 第 1 9 号  
令 和 4 年 4 月 1 8 日

一般社団法人千葉県馬主会  
会 長 瀬山孝一 様

千葉県競馬組合管理者  
(公印省略)

通知内容の訂正とお詫び

日頃より、船橋競馬の実施に関して御協力を賜りましてお礼申し上げます。

さて、別添の通り令和4年3月29日付千競組第408号で2名の承認獣医師の承認を取消し、管理施設出入り禁止とした旨を通知したところですが、通知文の内容について、不明瞭な表現となっていたことからお詫びして訂正いたします。

関係者の皆様方にご迷惑をおかけしたことについては深くお詫び申し上げます。

記

誤「下記二名に対し診療を依頼しないようによりしくお願いいたします」

正「下記二名の者による管理施設内での診療は認められませんのでご留意願います。」

※承認獣医師による診療を義務付けているのは管理施設内のみであるため。

千 競 組 第 4 0 8 号  
令 和 4 年 3 月 2 9 日

一般社団法人千葉県馬主会  
会 長 瀬山孝一 様

千葉県競馬組合管理者  
(公印省略)

承認獣医師の承認取消および管理施設出入り禁止について

日頃より、船橋競馬の実施に関して御協力を賜りましてお礼申し上げます。  
さて、標記の件につきまして、千葉県競馬組合承認獣医師に関する取扱要綱第  
十六条に基づき下記二名の承認を取消し、管理施設出入り禁止としますのでご  
連絡いたします。下記二名に対し診療を依頼しないようによりしくお願いいた  
します。

記

白井 保夫  
猪木 淑郎

取消年月日：令和4年3月31日  
理由：禁止薬物陽性馬発生防止に関する指示事項違反  
(診療報告義務違反)

以上